

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第67号

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例
秋田市立学校給食共同調理場設置条例（昭和58年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市立下北手小学校等共同調理場の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。